資料１０

議題１０　資源物回収後の資源物売払い先の決定方法について（大府市提出）

市名	回答 （１）資源物の売払い先の決定方法
名古屋市	本市では、資源ステーション（地域の集積場所）や回収拠点から収集された資源について、選別等作業を外部へ委託している。資源の種類により、この選別等委託契約に再商品化を含めているものと、選別後、容器包装リサイクル協会等へ引き渡すこととしているものがある。いずれも単年度契約であるが、前者は当月の市況単価を基本に買受金相当額を本市の収入とし、後者については、落札額を本市の収入としている。なお、紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック）、衣類・布類については地域住民団体が行う集団資源回収により回収している（行政回収ではない）ため、市として売り払い先は決定していない。
豊橋市	リサイクルステーションに集積された古紙及び布類（布類については各環境センターに持ち込まれた分を含む）については指名競争入札により回収委託と売買契約を締結しております。契約締結に際しては、回収金額と買い取り額（見込み）の差引金額が最も小さい業者を決定業者としています。 各環境センターに集積された古紙については、見積合せにより売買契約を結んでいます。こちらは単価により業者を決定しています。 資源化センターに集積された小型家電、金属等(鉄・アルミ・破砕鉄・未破砕鉄等・廃自転車・スチール缶プレス・アルミ缶プレス)、羽毛布団、粉砕不適物、ペットボトル残渣についても、指名競争入札により業者を決定し、売買契約(単価契約)を締結しています。(ペットボトル残渣は半期ごと、その他の品目は四半期ごとに売買契約を締結しています。)
岡崎市	本市では、以下のとおり売払い先を決定しています。 ・不燃ごみ及び粗大ごみから発生する金属類は、金属の種類等により品目を分け、３か月ごとに入札を実施 ・生きびんは、３か月ごとに入札を実施 ・市が拠点回収する古紙類及び古着、ステーション回収する紙製容器包装は、市内資源回収事業者により構成される組合に随意契約 ・指定法人に引き渡さずに独自で売払う一部のペットボトルは、市内の再商品化事業者に随意契約
一宮市	一宮市では、町内回収（町内会等/月1回）、集団回収（子供会等）、拠点回収（4か所/土・日）、袋回収（空き缶・金属/月4回）を行っています。町内回収は、地域ごとに協定を結んだ業者に売却しています。集団回収については実施団体が業者と直接取引を行っています。また、拠点回収は、収集、運搬から処理（売却）までを委託しています。空缶・金属類は回収後、　一宮市所管のリサイクルセンターで中間処理を施し、施設管理課にて半年ごとに入札を行って売却しています。 →アルミプレス金属、プレス金属、ウス鉄、アルミ屑の4種類に対し、各々業者が算出した単価に予定数量を乗じて加算した額が一番高い者と契約。
瀬戸市	資源化可能な品目毎（紙類、鉄くず、植物油、小型家電）に、売り払い先業者を入札で決定し、単価契約での売り払いを行っています。契約期間は紙類のみ6か月間、その他は１年間となります。 紙類のみ、売り払い業者が市内に１社しかないため、随意契約を行っております。
半田市	回収した資源物は、品目ごとに売り払い及び回収処理委託先を決定しています。 決定方法は、原則入札により決定していますが、一部の品目は引き取り可能業者が他にいないなどの理由により、随意契約としています。

議題１０　資源物回収後の資源物売払い先の決定方法について（大府市提出）

市名	回答 （１）資源物の売払い先の決定方法
春日井市	次のとおり、品目ごとに売却しています。 ・古紙類については、保管場所等の条件により収集と売却を一体として行う必要があり、市内事業者で構成している古紙組合（収集委託事業者）と随意契約で契約を締結しています。契約期間は１年間です。 ・廃食用油については、精製してバイオディーゼル燃料とし、再生利用している関係上、市のバイオディーゼル燃料購入先が有価物として引き取る契約をしています。なお、バイオディーゼル燃料購入契約は、指名競争入札により決定しています。契約期間は１年間です。 ・アルミ缶、スチール缶、破砕鉄（破砕鉄、鉄くず、マットレスのスプリング）、アルミ屑（アルミ屑、破砕アルミ）、電線屑等は、設計金額が30万円超のときは一般競争入札、30万円以下のときは見積り合わせを行っています。市場価格の変動が激しいため、契約期間は３か月間です。 参考 ・プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラスびん（その他色）については、公益財団法人　日本容器包装リサイクル協会ルートでリサイクルしています。 ・ガラスびん（白色、茶色）については、随意契約で、処理委託しています。
豊川市	【紙類、古着・タオル類、金属・カン類、ビン類（生きビン）、白色トレー】　売払可能業者による入札を実施（年４回） 【ビン類（生きビンを除く）、ペットボトル】　日本容器包装リサイクル協会に引渡し 【廃食用油】　引取業者との（0当たりの）１者随意契約　［地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用］
津島市	アルミ缶及びスチール缶については、入札により売払い先を決定しておりますが、その他の資源物については随意契約で売り払いを行っております。 そのうち古紙は、緊急時においても安定的に業務の遂行が見込まれる市内に事業所のある唯一の古紙取扱業者と随意契約で回収業務を委託しており、売却についても併せて随意契約を行っております。
碧南市	本市では、町内会等の単位で各地域に資源ごみステーションを設置し、資源ごみを集めています。(市内９２箇所)資源ごみの回収運搬業者につきましては、随意契約により決定しています。品目ごとに異なる業者と契約を結んでおり、硬質プラスチック及びペットボトルの回収で１社、硬質プラスチック及びペットボトル以外の資源ごみの回収で１社の計２社と随意契約を結んでいます。随意契約の理由は、分別収集開始時から資源回収運搬業務に携わっているため、業務のノウハウを有しており、安定した業務遂行が期待できるためとしています。回収した資源ごみの売却先は、市では決定しておらず、契約先の業者が決定しています。
刈谷市	市が設置、運営する刈谷市資源回収所では、資源物の売払先は基本的に指名競争入札により決定しています。また、資源物の単価は市場価格が変動することから、貴市と同様に売買契約は半年ごとに締結しています。 但し、4月の１ヶ月間は、新年度予算成立後の間がなく、4月初旬の資源物の売却・搬出を遅滞なく施行するため、業務内容に精通した前年度の契約業者と随意契約を締結する場合があります。

議題１０　資源物回収後の資源物売払い先の決定方法について（大府市提出）

市名	回答 （１）資源物の売払い先の決定方法
豊　田　市	資源の回収品目によって、売払先が異なってくる。 【古紙類・古布類】 市内の古紙問屋で構成された組合と随意契約により収集運搬の契約を締結し、売払いについても組合と半期ごとに見積徴収を行い契約 【飲料缶】 価格変動が大きいため四半期ごとに入札を行い、売払い業者を決定 【廃食用油】 選別作業等の効率化を目的に当該廃食用油の収運業務を受託した業者に随意契約 【ペットボトル・プラスチック製容器包装】 （公財）日本容器包装リサイクル協会の入札によって決まった再商品化事業者 【ガラスびん】 専用施設を有し破砕せず選別を行いリサイクルできる事業者の中で、市内で最も再生率が高い事業者
安　城　市	古紙類はごみステーション（地域のごみ置き場）とリサイクルステーション（資源ごみ回収拠点）で契約内容が異なり、ごみステーションの場合は一社での市内全域における回収が不可能なため、年１回、古紙協同組合と随意契約を結んでいる。リサイクルステーションの場合は半年に１回、指名競争入札により回収業者と契約を結んでいる。 小型家電とペットボトルは年１回、一般競争入札により契約を結んでいる。 缶は年３回、一般競争入札により契約を結んでいる。 ビンは年１回、容器包装リサイクル協会と処理委託契約を結んでいる。
西　尾　市	市内の地区ごとに地元資源収集業者と収集運搬について随意契約しています。 随意契約理由は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号該当です。 資源化物の取引価格は、市場価格を勘案して概ね３か月ごとに見直ししています。
蒲　郡　市	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号エを根拠として、４か月ごとの複数または１者見積による随意契約により売り払い先及び単価を決定。令和３年度（４月～７月契約分）はダンボール、古紙類、布類、アルミ類、鉄類、小型家電、羽毛布団について売り払い契約を締結
犬　山　市	鉄くず：3ヶ月ごとに見積徴収 アルミ缶・スチール缶：3ヶ月ごとに見積徴収 飲料用紙パック：3ヶ月ごとに見積徴収 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、布類：3ヶ月ごとに見積徴収 生きびん：随意契約（理由：競争入札に適しない/近隣で買取可能な業者が1社しかないため）
常　滑　市	本市では、地域ごとに設置される約190か所の資源物集積場と市内１か所に市が委託して設置している資源回収ステーションで資源物を回収しております。地域ごとに設置される資源物集積場に集められた資源物は、資源回収ステーションに集められ、資源回収ステーションの運営を委託している事業者と資源物の売買契約を締結して売却しております。なお、資源回収ステーションの委託事業者は合特法の趣旨により随意契約で締結しております。
江　南　市	収集運搬業者と売払い業者は別の委託業者が業務を行っており、円滑な収集運搬の観点から、江南市内及び近隣市町の業者を選定し、江南市の契約規程に基づき契約しています。 なお、せり売りはしていません。
小　牧　市	本市では、自治会（町内会）等が設置する約2,100箇所の「ごみ集積場」と市内３カ所に市が設置する「公共の資源回収ステーション」で資源物を集めています。 回収については、それぞれの品目ごとで業務委託しておりますが、一部の資源（パソコン・羽毛ふとん）は公共の資源回収ステーションのみの排出となっております。 売り払い先については、禁忌品も含めた雑がみの処理といった唯一性のあるものは随意契約としておりますが、原則、指名競争入札で決定しております。

議題１０　資源物回収後の資源物売払い先の決定方法について（大府市提出）

市名	回答 （１）資源物の売払い先の決定方法
稲　沢　市	本市では、行政回収分として各行政区での月１回の資源回収（分別収集）のほかに、市役所・支所・市民センター等の各駐車場にて指定日曜日に実施している地域ステーション（年３９回）、環境センターの事務棟にて平日に持込みを受付している拠点回収があります。 回収している資源物は、「紙・布類」「ガラスびん類」「金属類」「ペットボトル」で、回収した資源物のうち、「紙・布類」「金属類」「ペットボトル」については、四半期ごとに指名競争入札にて資源物売却先を決定しております。 また、本市では資源物売却先の業者選定理由として、資源物回収業者が再資源化先に直接搬入する資源物については、市内または市域から20ｋｍ以内に施設を有しており、分別収集実施日に納品可能かつ納品日ごとの計量伝票を発行可能であることとしています。そのため、この要件を満たす業者が１者のみである「ガラスびん類」は１年単位で随意契約にて決定しております。
新　城　市	本市では、地域から回収される資源物の処理は、1者と随意契約しています。そのうち、小型家電については、本市と資源回収業者と随意契約により売払い契約を締結しています。
東　海　市	本市では、回収した資源を各品目の売払いに係る予定価格に応じて一般競争入札、随意契約をしております。 なお、資源回収場所からの収集運搬に係る諸経費（燃料費、人件費等）を加味した買取単価を見積書に記載していただいています。
大　府　市	提案理由のとおり
知　多　市	本市では、随意契約により売払先を決定しており、随意契約とする理由は地方自治法施行令167条の2第1項第2号によるものです。
知　立　市	本市でも地域ごとに資源物・不燃物の回収ステーションを設置しており、各ステーションに出された資源物や不燃物については合特法に基づき１社随契により決定された1社で回収をおこなっています。その後、回収した資源物に関しては、資源回収委託業者と随意契約により資源物の単価契約を締結しています。資源物の品目に応じて3～６か月で単価契約を締結しています。回収した資源物をせり売りを行うまでに保管しておくスペースがないため、単価契約とし、順次回収業者に搬入しています。
尾張旭市	本市では、市内約８００か所の資源ごみ集積所で、資源物の回収を行っています。このうち、空き缶・スプレー缶については、近隣市に中間処理施設を有する３者（３社）の見積合わせによる随意契約によって売払い先を決定しています。また、古紙は市内の製紙会社との１者随意契約により売払いを行っています。
高　浜　市	一年ごとに資源ごみ譲渡契約を交わしています。契約相手の選定については、過去の実績から毎年同じ事業者と契約しています。
岩　倉　市	随意契約による売払い先を決定している。随意契約理由は次のとおり。 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第２条第６項に基づいて、市が使用する保管施設として、当業者所有の工場が指定されているため。 ・破砕処理機等の設備を備え、適正な処理が可能なため。 ・分別収集は大半が路上等で実施されていることから、速やかに回収を完了する必要があり、市内から距離の近い場所に処理工場を有しているため。 ・収集業者が搬入している業者であること。
豊　明　市	市内で回収された資源物は随意契約で契約した１社が回収しています。 回収した資源物は、品目別に適正に取り扱いを行っている市内業者と「資源物譲渡契約」を締結し売却しています（契約単価は市場価格に合うよう、４か月ごとに単価の見直しを行っています）。

議題１０　資源物回収後の資源物売払い先の決定方法について（大府市提出）

市名	回答
	（１）資源物の売払い先の決定方法
日　進　市	本市では、随意契約により売払先を決定しています。 随意契約とする理由は以下の通りです。 ①全国各地で資源物として回収したものを廃棄物として処分したり、不法投棄する例が多発している。これは、適正なリサイクルルートを確保していない事業者によるものである。また、有価で取引される資源物であっても、相場の変動により魅力のない廃棄物になってしまうことがある。当該事業者は、いずれも長年にわたって資源回収事業を営み、景気変動に左右されない確実なリサイクルルートを確保しており、十分な実績もつんでいる。 ②資源回収事業者には、専門性がある。専門外の資源物を取り扱った場合には、資源物を適正に処理できない可能性が生まれる。本市は、確実に再資源化を図るため、各資源物ごとに専門事業者と契約する。
田　原　市	売払い対象の資源物は、金属、古紙・繊維、小型家電、羽毛布団、発泡スチロールである。 金属、古紙・繊維、小型家電は、半期に１回の一般競争入札で売払先を決定している。 羽毛布団、発泡スチロールは１年に１回の少額随意契約で売払先を決定している。
愛　西　市	今までの実績を基に随意契約
清　須　市	本市では、自治会（町内会）などの単位で、地域ごとに設置される202か所の「資源集積所」と市内4か所に市が設置する「資源ステーション」で資源物を集めています。 地域の資源集積所については、地区ごとに随意契約をした委託業者が収集を行い、処分についても随意契約をした資源処分業者に搬入を行っています。 資源ステーションに出された資源物は、上記の資源処分業者が回収し処分を行っています。 回収した資源物は、資源回収委託業者と随意契約で「回収した資源物の売払契約」を締結しています。（基本的に１年契約でありますが、資源物の単価は市場価格が変動することから、売払契約は半年ごとに締結する年もあります。） 契約相手につきましては、慣例により市内の資源収集業者に委託し売却しています。
北名古屋市	一部の資源物を除き、複数社と売買契約を締結しています。本市としては、１社のみとすると、受入施設に問題が起きた際に業務に支障があるとともに保管できる場所がないことも理由です。
弥　富　市	本市では、回収した資源物は資源物収集委託業者と受け渡しについての覚書を交わして売却しております。空きびんについては、別の処理業者と受け渡しについての覚書を交わして売却しております。
みよし市	指名競争入札により、決定。入札は、回収費用と売り払い費用の双方を記載してもらう。
あ　ま　市	収集運搬の経費（距離）等を考慮し、近隣の買取業者に見積書の提出を依頼し、見積競争における随意契約（１年契約）としています。 ※見積書提出時の設計図書：本市から各種資源ごみの搬入予定数量を明示し、単価を記入。
長久手市	本市では資源物のうち、売払いをしている品目は「古紙・古着」「かん・雑鉄」「羽毛ふとん」「廃油」で、それぞれ業者と契約しています。随意契約理由として、古紙・古着は「市内で保管施設として容リ協に登録されている唯一の事業者」、それ以外は「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定」としています。